

八街市居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）

に対する意見と市の考え方

対応項目

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
- B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D：案に意見の考え方を反映・修正しなかったもの
- E：その他の意見

番号	意見の要旨	対応	市の考え方
1	八街市条例は千葉県条例よりも細かく規定されているのが良いと思います。ただし、第13条、第16条12号、第17条、第33条等カッコが多くわかりづらい。また、条文の末尾の表現もわかりづらいので統一した方が良い。	D	本件は千葉県条例を参酌しており、表現方法は定められているため、条文（案）の変更は考えておりませんが、今後、条例を運用する際の参考とさせていただきます。
2	第5条2項の常勤の介護支援専門員の必要数の決め方がわからない。	D	わかりづらい条文（案）となっておりますが、厚生労働省令で定められているため、条文（案）の変更は考えておりません。
3	指定居宅介護支援事業者を監査する部署等を明確にしなくて良いのか？	D	別途実地指導要綱で具体的に定めることとしております。
4	最も良い方法を有するようお願い致します。	E	市民の皆様がよりよく介護保険を利用できるよう努力してまいります。